

九都県市一斉

5月は自転車マナーアップ強化月間です

5月は、自転車活用推進法により自転車月間とされています。

自転車月間にあわせ、九都県市（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市）で構成される首都圏自転車安全利用対策協議会では、5月1日（土）から31日（月）までの期間を「九都県市一斉自転車マナーアップ強化月間」としています。

横浜市では、市民のみなさまの安全で快適な自転車利用のため、ルール・マナーを再確認するキッカケとなるよう、啓発に取り組みます。

SNSや動画など様々な媒体を活用した啓発を強化します

自転車保険への加入促進

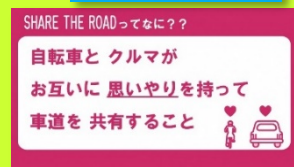
- ・横浜市内で自転車を利用する場合、個人賠償責任保険等への加入が義務となっています。（県条例による）
- ・約1億円もの高額な賠償を求められる事故事例もある中、昨年実施した意識調査では保険加入率は約7割にとどまりました。
- ・加入率向上のため、ラジオや広報紙など、様々な媒体を通じて、啓発を展開します。



自転車の交通ルールの周知

- ・自転車は、「車道が原則、歩道は例外」であることなど自転車に乗る際の基本的なルールやマナーについてリーフレット等を活用し、引き続き啓発を行います。

タイムリーな交通安全に関する話題や、本市で行っている「思いやり SHARE THE ROAD 運動」の趣旨について、Twitter で分かりやすく紹介しています。



交通安全・自転車政策課 公式 Twitter

“ヨコハマサイクルスタイル 2021” で啓発活動を行います

と き：令和3年5月15日（土）10:00～16:00

ところ：横浜赤レンガ倉庫イベント広場

横浜市でもブースを出し、自転車に関するクイズで、ルール・マナーをお伝えします。

正解者には、反射材など交通安全グッズをプレゼント！



ブースイメージ

お問合せ先

道路局交通安全・自転車政策課担当課長 前川 純司 Tel 045-671-2294